

第1 審査会の結論

福島県知事（以下「実施機関」という。）が、平成26年7月23日付け26原第167号で行った「平成26年4月11日付け復命書（応急仮設住宅供与期間延長に関する内閣府との協議）」外4件の公文書（以下「対象公文書」という。）を一部開示とした決定について、当審査会は次のように判断する。

- 1 別表1に掲げる「実施機関不開示部分」については、同表「審査会の判断」のとおりにすべきである。
- 2 別表2に掲げる部分については、不開示とした実施機関の判断は妥当である。

第2 異議申立てに係る経過

- 1 異議申立人は平成26年7月10日付けで、福島県情報公開条例（平成12年福島県条例第5号。以下「条例」という。）第5条の規定により、実施機関に対して、「5月28日に、福島県が避難住宅の供与期間の延長を発表したが、当該決定に関する文書類のすべて（起案書、電話・面談対応記録、メール、ファックスなども含む）」という内容の開示請求（以下「本件開示請求」という。）を行った。
- 2 これに対して実施機関は、平成26年7月23日付けで、本件開示請求に対応する公文書として平成26年5月27日付け「災害救助法による救助の特別基準について」外3件の文書を特定して開示決定をするとともに、対象公文書を特定した上で、そのうち「今後の供与期間延長に関する内容」に関する部分は「今後の供与期間延長に関する内容は、国、県において検討・協議中の情報に該当し、開示することにより、今後の自由かつ率直な意見の交換、意思決定の中立性が損なわれるおそれ、又は、未成熟な情報が確定した情報と誤解され、県民等の間に混乱を生じさせるおそれがあるため。」との理由により条例第7条第5号に該当するため、当該部分を不開示にする一部開示決定を行い、異議申立人に通知した。
- 3 異議申立人は、平成26年8月11日付けで、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第6条の規定により、本件処分を不服として、実施機関に対し異議申立てを行った。
- 4 実施機関は、平成26年9月17日付け26原第261号により当審査会に諮問を行った。

第3 異議申立人の主張

- 1 異議申立ての趣旨
異議申立ての趣旨は、実施機関が対象公文書を一部開示とした決定を取り消し、これらの開示を求めるというものである。
- 2 異議申立ての理由
異議申立ての理由は、異議申立書及び意見書の内容を総合すると、おおむね次のとおりである。
(1) 条例第7条第5号は公にすることにより生じる支障が「不当」である場合に限り不開示とすることを認めているものであるが、実施機関は「不当」であるかを考慮

しておらず、また「不当」であることを説明していないため、不当性の判断を行っていない。

(2) 求めているのは未成熟な情報ではなく、協議記録という厳然たる事実であり、平成28年3月までの延長は確定した情報であるから、誤解の生じる余地はない。

(3) 内閣府と福島県の協議の中には避難当事者は一人も含めておらず、住民不在の中で開示請求をしても開示されないのであれば、実施機関の言う「自由かつ率直な意見の交換、意思決定の中立性」というのは、全く民主的ではない。

上記の理由から、対象公文書は開示する事が可能である旨主張する。

第4 実施機関の説明要旨

実施機関が本件対象処分に係る公文書を不開示とした理由は、公文書一部開示決定理由説明書及び口頭による理由説明を総合すると次のとおりである。

1 対象公文書について

平成26年5月28日に決定、公表した、東日本大震災に係る災害救助法に基づく応急仮設住宅の供与期間の平成28年3月末日までの延長についての、内閣府との協議に係る復命書及び各都道府県に事務取扱を示した事務連絡文書を特定した。

2 条例第7条第5号該当性について

(1) 平成28年4月以降の応急仮設住宅の供与期間の延長については、国・県において検討・協議中の情報に該当するため、開示する事により今後の自由かつ率直な意見の交換、意思決定の中立性が損なわれるおそれや、未成熟な情報が確定した情報と誤解され、県民等の間に混乱を生じさせるおそれがあることから、当該部分について不開示とした。

(2) 条例第7条第5号における「意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがあるもの」とは、行政内部の意思決定の中立性が、外部からの干渉、圧力等に妨げられることのないよう不開示情報とされているものであり、住民参加の有無により左右されるものではない。なお、供与期間延長については、被災者用の住宅が不足し、かつ、仮設住宅が安全上等支障がない場合などの客観的事実に基づき、国と都道府県との協議において決定されるものである。

第5 審査会の判断

1 公文書の特定について

開示請求書、異議申立書及び意見書に記載されている内容を総合すると、開示請求の趣旨は、平成26年5月28日に福島県が発表した避難住宅の供与期間の延長を決定し、決定した旨を公表しているため、当該決定に関する公文書の開示を求めるというものである。実施機関は、第4の1のとおり、当該決定に係る内閣府との協議に係る復命書及び各都道府県に事務取扱を示した事務連絡文書を特定していると説明している。

審査会において具体的に文書を確認したところ、今回異議申立ての対象となっていない開示決定を行った公文書と対象公文書とを総合すると、内閣府と県との協議の復命書から発表の発議までの文書が含まれており、他の文書の存在を推認させるようなものは認められなかった。

また、内閣府と県との協議については、実施機関の説明によると災害救助法による応急仮設住宅の供与期間については1年毎の延長であることから、対象公文書に記載の時期から開始しているとのことであり、当該説明に特に不審な点は認められなかった。

従って、公文書の特定については特に問題があるとは認められなかった。

2 条例第7条第5号について

(1) 条例第7条第5号の趣旨について

本号は、県の機関又は国等の内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する情報を不開示とすることを定めたものである。

行政における意思決定は、審議、検討又は協議を積み重ねた上でなされるものであり、その間の内部情報のうち、その途中で公にすることにより、外部からの干渉、圧力等により行政内部の自由かつ率直な意見の交換が妨げられ、意思決定の中立性が損なわれるおそれがある情報、未成熟な情報が確定した情報と誤解され、不当に県民の間に混乱を生じさせるおそれがある情報等を不開示とするものである。

なお、本号中の「不当に」とは、審議、検討又は協議に関する情報の性質に照らし、検討段階の情報を公にすることによる利益と支障とを比較衡量し、公にすることの公益性を考慮してもなお、その支障が看過しえない程度のものである場合をいう。

(2) 条例第7条第5号の該当性について

審査会において対象公文書を実際に見分したところ、別表2に掲げる部分及び別表1に掲げる部分のうち「審査会の判断」欄で不開示と記載した部分については、県と国の間で応急仮設住宅供与期間の延長についてまさに率直な意見の交換を行っている部分であり、国と県において相互に協議し、又は内部検討している途中の情報であると認められる。

そのため、当該情報が開示された場合には、外部からの干渉、圧力等により自由かつ率直な意見の交換が妨げられ、意思決定の中立性が損なわれるおそれがあること、またこれら審議途中の未成熟な情報が確定した情報と誤解されるおそれがあることから、条例第7条第5号に該当すると認められる。

ただし、別表1に掲げる部分のうち「審査会の判断」欄で開示と記載した部分については、実施機関が主張するようなおそれが皆無とは言えないが、前段で述べたようなおそれがあるとまでは認められなかった。

また、別表1に掲げる部分のうち「応急仮設住宅供与期間延長に関する内閣府との協議（発議書等）（平成26年5月12日）」の3枚目（裏）から4枚目までの「3 自主避難者について」の表の一部について「審査会の判断」欄で不開示と記載した部分については、戸数が僅少であることから特定の個人が識別されるおそれがあるので、条例第7条第2号に該当し、同号ただし書のいずれにも該当しないため不開示とすることが適当と認められる。

第6 審査会の処理経過

当審査会の処理経過は、別紙「審査会の処理経過」のとおりである。

別表 1

公文書の件名	実施機関不開示部分	審査会の判断
応急仮設住宅供与期間延長に関する内閣府との協議（復命書）（平成26年5月9日）	2枚目の県の発言要旨の5番目	開示
応急仮設住宅供与期間延長に関する内閣府との協議（発議書等）（平成26年5月12日）	3枚目の1(1)の表の下2行	1行目23文字目から40文字目まで及び2行目1文字目から8文字目までは不開示。その他の部分は開示。
	3枚目の1(2)の点線の枠内中3つ目の「・」の部分全体	開示
	3枚目（裏）～4枚目の「3 自主避難者について」	表中の「避難戸数」又は「うち県外避難戸数」の欄に記載されている戸数のいずれかが1桁である市町村については、市町村名、避難戸数及び県外避難戸数を不開示。その他の部分は開示。
	4枚目「5 供与期間の延長方針」の内容	1行目は開示。 2行目から4行目までは不開示。
	4枚目【参考】の表の下	開示
	5枚目～8枚目	開示
応急仮設住宅の供与期間の延長について（事務連絡等）（平成26年5月28日）	1枚目本文6行目及び7行目	6行目27文字目から40文字目までは不開示。その他の部分は開示。

	2 枚目「応急仮設住宅（民間借上げ）の供与期間の延長（イメージ）」のイメージ	開示
	3 枚目 Q & A の 2 の下	開示
	4 枚目	開示
	5 枚目 Q & A の 7 から 9 ま で	開示

別表 2

公文書の件名	実施機関不開示部分
応急仮設住宅供与期間延長に関する内閣府との協議（復命書）（平成26年4月11日）	2 枚目の内閣府発言要旨の 7 番目
応急仮設住宅供与期間延長に関する内閣府との協議（復命書）（平成26年4月24日）	2 枚目の内閣府発言要旨の 3 番目
応急仮設住宅供与期間延長に関する内閣府との協議（復命書）（平成26年5月9日）	2 枚目の内閣府発言要旨の 2 番目と 4 番目
応急仮設住宅供与期間延長に関する内閣府との協議（発議書等）（平成26年5月12日）	3 枚目の 1 (2) の表の下 3 行

別紙

審査会の処理経過

年 月 日	処 理 内 容
平成26年 9月17日	・ 諮問書受付
平成26年 9月19日	・ 実施機関に一部開示決定理由説明書の提出を要求
平成26年10月 1日	・ 実施機関から一部開示決定理由説明書の提出
平成26年10月 6日	・ 異議申立人に一部開示決定理由説明書を送付 ・ 異議申立人に一部開示決定理由説明書に対する意見書の提出を要求
平成27年11月 6日 (第237回審査会)	・ 異議申立ての経過説明 ・ 審議
平成28年 1月 8日 (第239回審査会)	・ 実施機関から一部開示決定理由に対する意見を聴取 ・ 審議
平成28年 2月 2日 (第240回審査会)	・ 審議
平成28年 3月 2日 (第241回審査会)	・ 審議
平成28年 4月12日 (第242回審査会)	・ 審議
平成28年 5月20日 (第243回審査会)	・ 審議

参考

福島県情報公開審査会委員名簿（平成28年6月28日現在）

（五十音順）

氏名	現職等	備考
五十嵐まりい	国際交流団体 代表	
垣見 隆禎	国立大学法人福島大学行政政策学類 教授	会長
阪本 尚文	国立大学法人福島大学行政政策学類 准教授	
丹野 豊子	行政書士会 会長	
千葉 和彦	弁護士	会長職務代理者